

【事案V-2】年金請求

・ 平成 26 年 12 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

加入時に共済団体より示された保障設計書に表示された受取年金額どおりの年金支払いを求めたところ、共済団体が「保障設計書に表示した額は想定したものであり、受取額を約束するものではない」として申立人の求めを拒んだことを不服とする申立てがあったもの。

<申立人の主張>

年金共済契約に基づく年金および増額年金について、保障設計書に記載のとおり、申立人の満 60 歳年金受取時より年 120 万円、同じく満 70 歳受取時より年 139 万円、同じく満 80 歳受取時より年 162 万円の支払え、との判断を求める。

- (1) 申立人は、契約締結当時に共済証書と一緒に共済団体から示された保障設計書の年金額（割戻金による増額年金を含めた 60・70・80 歳時の年金受取額、70・80 歳までの受取累計額）を実際の支払われる額と認識していた。
- (2) 契約締結後 19 年経過し年金受取まであと 2 年となったので、申立人の年金共済契約の受取額について共済団体に確認したところ、明確な回答が無かった。後日、共済団体より「保障設計書に表示した額は想定したものであり、受取額を約束したものではないので支払わない」、「運用難を理由に支払わない」との説明を受けた。
- (3) 保障設計書は「お客様が共済に加入するか否かの判断材料になる重要な資材」であるが、本件保障設計書の表示内容では、一般の顧客が「約束するものではない想定額」と認識できるものではなく、契約締結当時の保障設計書自体に問題があった。
- (4) 共済団体のいう運用難は、保障設計書表示の受取額の支払いを拒む理由にはならない。また、契約締結後 19 年を経過した今になって共済団体の回答には納得できない。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、との判断を求める。

- (1) 共済団体が、申立人に提供した年金共済契約は、契約者から預かった資産（共済掛金）を共済団体において運用して運用益を上げ、これを基にして年金（割戻金）を支払うという仕組みである。したがって、運用益の如何によっては年金（割戻金）の額が予想どおりとならないことはその性格上当然の事態である。
- (2) 平成 7 年 3 月に共済団体が発行した保障設計書には、受取年金額と同じ面に「ご

注意」として「年金額は変動（増減）します」と明記されており、さらに「お支払いする割りもどし金は平成8年3月以降毎年の決算結果にもとづき決定されます。例示の年金および割りもどし金等のお受取額は、直近の決算結果による割戻率が共済期間を通じて適用され、途中の引き出しがないものと仮定して試算した数値です。実際の割戻率は資産運用の実績等により、毎年変動し、お受取額等もそれに応じて増減します。従いまして、将来のお受取額をお約束するものではありませんのでご注意願います。」との記載がある。

よって、申立人は契約時には既に、保障設計書記載のと通りの支払いを受けられない可能性の説明を受け、また理解していたはずである。

- (3) 以上により本件では、共済団体側から契約時に保障設計書記載の金額に約束はできないことを申立人には知らせており、また申立人もこれを知っていたのであるから、当書面記載の運用とならなかった現時点になって保障設計書記載の請求をすることはできないと言うべきものである。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面にに基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 申立人は、保障設計書には、満60歳共済年金受取時より年120万円、同じく満70歳受取時より年139万円、同じく満80歳受取時より年162万円との記載があり、確定した年金額として受領できる権利を取得したと主張する。
- (2) 確かに、保障設計書には上記のような記載があるが、他方、同設計書には、「ご注意」として「年金額は変動（増減）します」と明記されており、さらにその下欄には、将来年金受取額を約束するものではない旨の断り書きが記載されており、これらによれば、保障設計書の記載が将来の受取年金額を確定金額として示し、これらの金額を確実に受領できることを示したものと認めることはできない。したがって、申立人の主観においてはともかく、客観的には、本件年金共済契約は本件年金共済証書記載のとおり、約款・事業規約に基づき、共済金額（年金年額）100万円として合意され、それ故、申立人に対して、年100万円の確定金額に、約款・事業規約所定の割戻金据置による増額年金額を加算した金額を受領する権利を与えるものであり、満60歳より年120万円、満70歳より年139万円、満80歳より年162万円を確定的に受領できる権利を与えるものではないと認められる。
- (3) また、元来、約款・事業規約により定型的・画一的に多数人を相手として販売される金融商品については、一部の契約者との間で約款・事業規約に存しない内容の契約が成立することは想定し難いし、一部の契約者にのみ認められていない利益を与える合意をすることは、むしろ他の契約者との公平を害することになり許されるべきではない。

- (4) 以上によれば、申立人の本件請求は、共済団体に対し、本件年金共済契約に基づき、平成28年の契約応当日（平成28年3月3日）以降、共済金額年100万円に約款・事業規約の所定の割戻金による増額年金を加算した金額の支払いを請求する限度で理由があるが、これを超える請求には理由が無い。